

事務連絡
令和2年4月7日

別記 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について
(令和2年4月7日付事務連絡)」の送付について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による緊急事態宣言に合わせ、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日）が改定されました。同方針においては、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」「（6）その他重要な留意事項1）人権への配慮等」として、「政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。」と記載されたところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、市町村における一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施方法とその際の財政支援について、別添の「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について（令和2年4月7日付事務連絡）」を都道府県等に対して発出し、周知を図っているところです。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「在宅の一人暮らし高齢者に対する見守り等の取組の実施について（令和2年4月7日付事務連絡）」

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会